



【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、口にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

令和  
該当 **内容を確認し、レ点をご記入ください。** (以下「給付金(家計急変世帯分)」という。)の支給要件(※)に

※ 給付金(家計急変世帯分)の支給対象となるには、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ア 次のいずれかに該当する世帯である。
- ① (1) 世帯の全員が、令和6年度住民税非課税水準相当である。  
(2) 世帯の全員が、令和6年度住民税所得割非課税水準相当である。  
イ 世帯の全員が、令和6年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。  
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。  
ウ 世帯の中に、租税条約による課税免除の適用を届け出ている者はいない。
  - ② 既に令和6年度物価高騰対策臨時給付金(他市町村による同等の給付金を含む。)の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主若しくは世帯員であった者のみで構成される世帯ではありません。
- 給付金(家計急変世帯分)は、予期せず家計が急変し収入の減少があった世帯に対し支給するものであり、例えば、定年退職による収入の減少、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものを対象月として給付申請した場合など、予期せず家計が急変し収入が減少したわけではないにも関わらず、支給申請することは、不正行為に該当します。不正支給をした者は詐欺罪に問われ、懲役10年以下の懲役刑に処されることがあります。
- ③ 給付金(家計急変世帯分)の支給要件の該当性等を審査するため、前住所地での給付金の受給の有無のほか、南アルプス市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うこと又は必要な資料の提供を他の行政機関等に求め若しくは提供することに同意します。
  - ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
  - ⑤ この申請書は、南アルプス市において支給決定をした後は、給付金(家計急変世帯分)の請求書として取り扱います。
- 南アルプス市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年7月31日までに、南アルプス市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(家計急変世帯分)が支給されないことに同意します。
- ⑥ 給付金(家計急変世帯分)の支給後、申請書(請求書)の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、給付金(家計急変世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(家計急変世帯分)を返還します。

**添付した書類にレ点をご記入ください。**

提出書類

- 『令和6年度物価高騰対策臨時給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)』(本書)  
※ 誓約事項をご記入ください。
- 『簡易な収入(所得)見込額の申立書』(別紙)
- 『任意の1月の収入』の状況を確認できる書類の写し(コピー)  
※ 申立てを行う収入に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類、事業収入、不動産収入にかかる経費の金額の分かる書類を添付してください。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』  
※ 申請・請求者の運転免許証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- 『申請・請求者の世帯の状況を確認できる書類の写し(コピー)』  
※ 申請・請求者の世帯の状況を確認できる戸籍謄本、住民票等の写し(コピー)をご用意ください。
- (令和6年1月1日以降、複数回転居した方)『戸籍の附表の写し(コピー)』
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』  
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

**申請書の記入内容を確認した後、記入日、氏名を記入してください。**

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付

本申立ての内容に相違ありません。

令和 ● 年 ● 月 ● 日

申請者氏名 **アルプス 太郎**